令和8年度
『神奈川県食品の適正表示推進講習会資料』

食品表示法（品質事項）

～（4）新たな遺伝子組換え表示制度について～

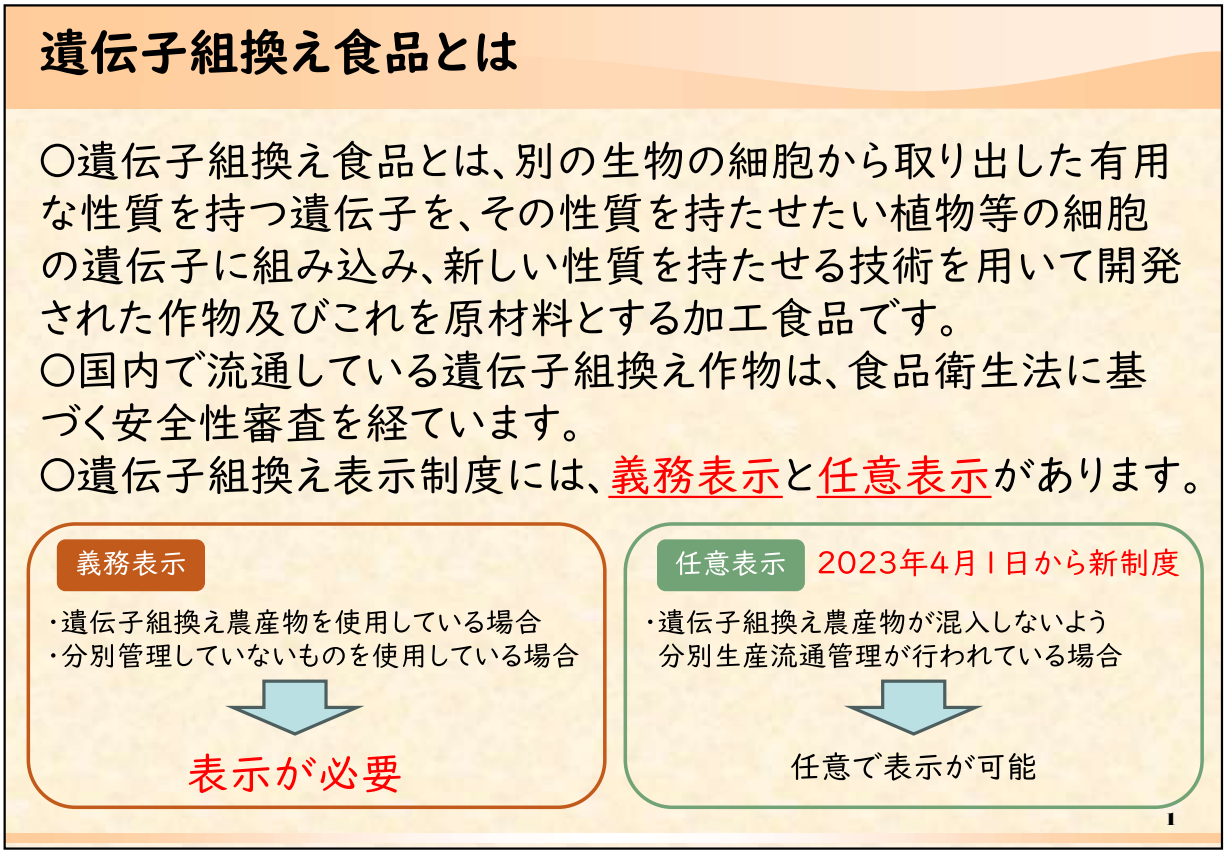




神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

0

食品表示法(品質事項) の (4) 新たな遺伝子組換え表示制度について説明します。
2023年4月1日から任意表示の制度が変わりました。



まず、遺伝子組換え食品について、説明します。

遺伝子組換え食品とは、別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。
国内で流通している遺伝子組換え作物は、食品衛生法に基づく安全性審査を経ています。
遺伝子組換え表示制度には、義務表示と任意表示があります。
任意表示は、2023年4月1日から新しい制度となりました。

義務表示の対象

食品表示基準 別表第17

安全性審査を経て流通が認められた9つの農産物及びそれを原材料とした33の加工食品群



対象農産物	群数	主な加工食品群※
大豆	15	豆腐・油揚げ類、納豆、みそ、きなこ、煮豆 等
とうもろこし	9	コーンスナック菓子、コーンスターチ、ポップコーン等
ばれいしょ	6	ポテトスナック菓子、ばれいしょでん粉 等
なたね		
綿実		
アルファルファ	1	アルファルファを主な原材料とするもの
てん菜	1	調理用のてん菜を主な原材料とするもの
パパイヤ	1	パパイヤを主な原材料とするもの
からしな		

遺伝子組換え農産物の意図しない混入が5%まで認められる

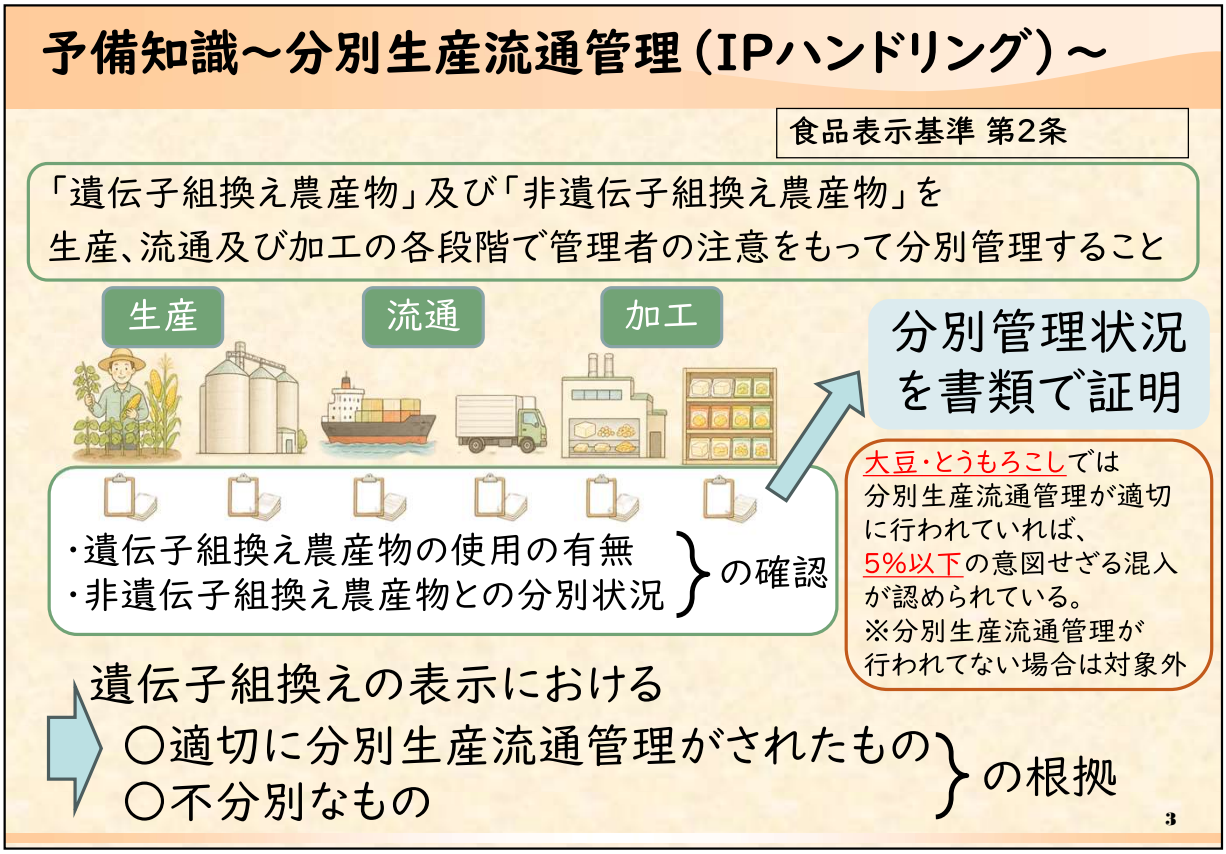
しょうゆや植物油などは、最新の検出技術によっても組換えDNAなどの検出が不可能とされており、表示義務はない

義務対象外の食品でも、任意で表示することは可能ですが、義務対象の品目と同じルールで表示する必要があります

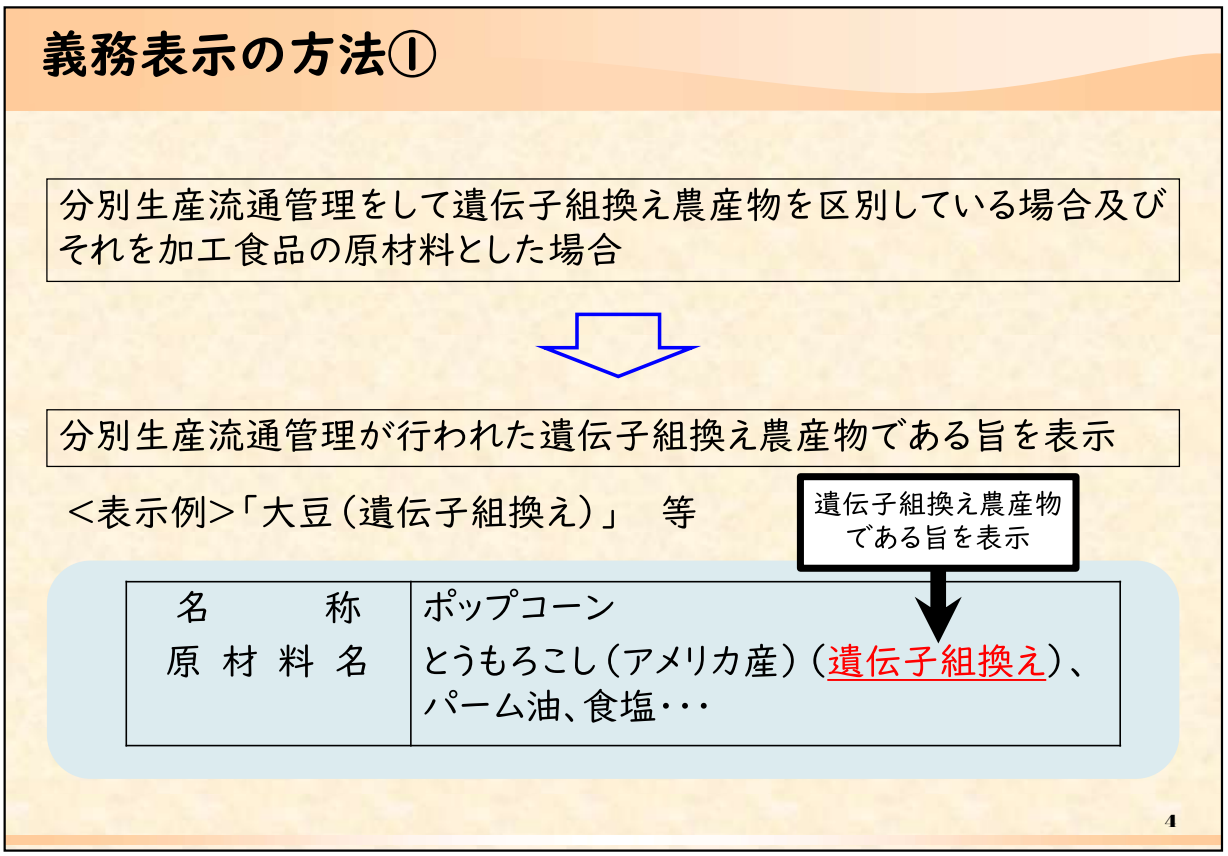
※表示義務の対象となるのは「主な原材料」に使用した場合
原材料の重量に占める割合が上位3位以内で、かつ、
原材料及び添加物の重量に占める割合が5%以上であるもの

2

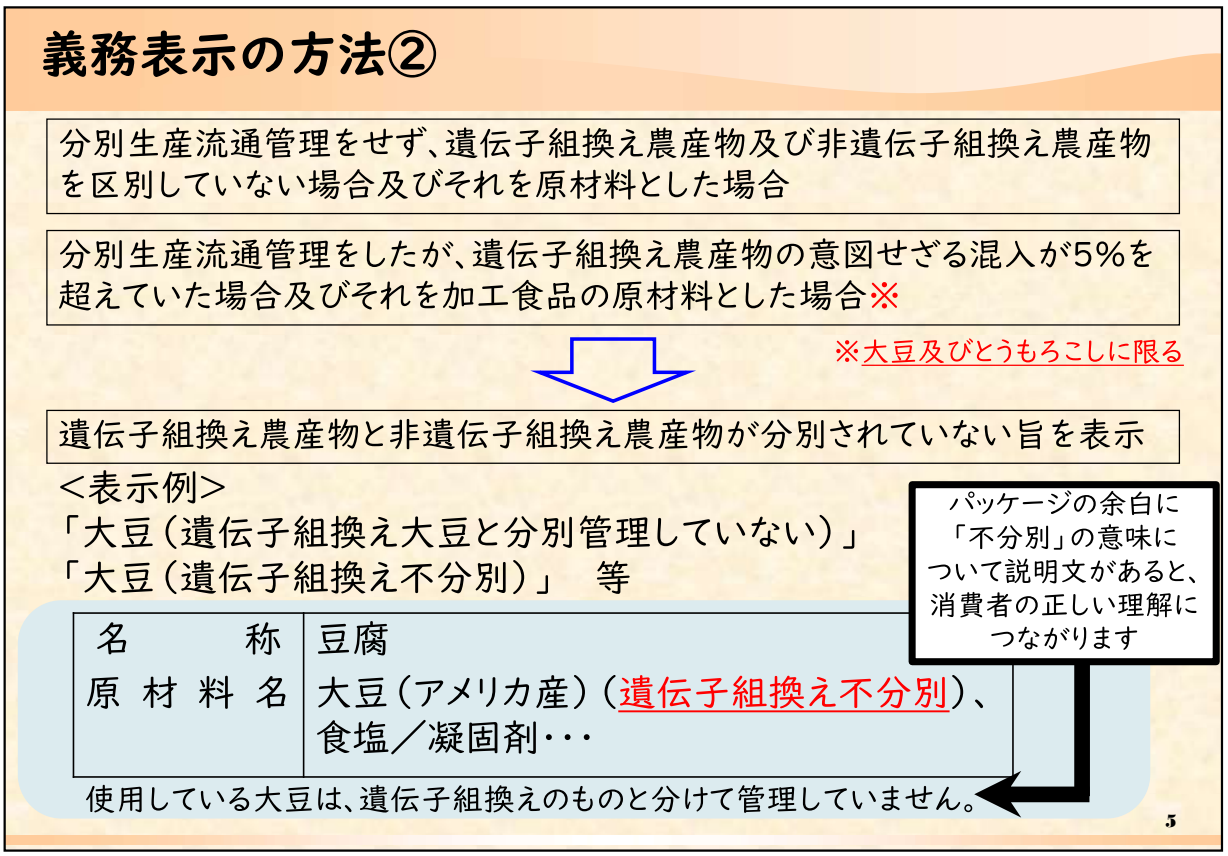
まず、義務表示の説明をします。
令和5年9月現在の義務表示の対象は、安全性審査を経て流通が認められた9農産物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）及びそれを原材料とした33加工食品群です。
詳しくは食品表示基準別表第17を参照してください。



義務表示の方法を説明する前に、予備知識として、分別生産流通管理（IPハンドリング）について、説明します。
遺伝子組換えに関する表示を行う上で、遺伝子組換え農産物の使用有無や、非遺伝子組換え農産物との分別を確認する必要があります。
遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物について、生産、流通及び加工の各段階で管理者の注意をもって分別管理し、それが書類により証明されていることを、「分別生産流通管理（IPハンドリング）」といいます。
この有無により、適切に分別生産流通管理がされたものなのか、不分別のものなのか、表示することができます。



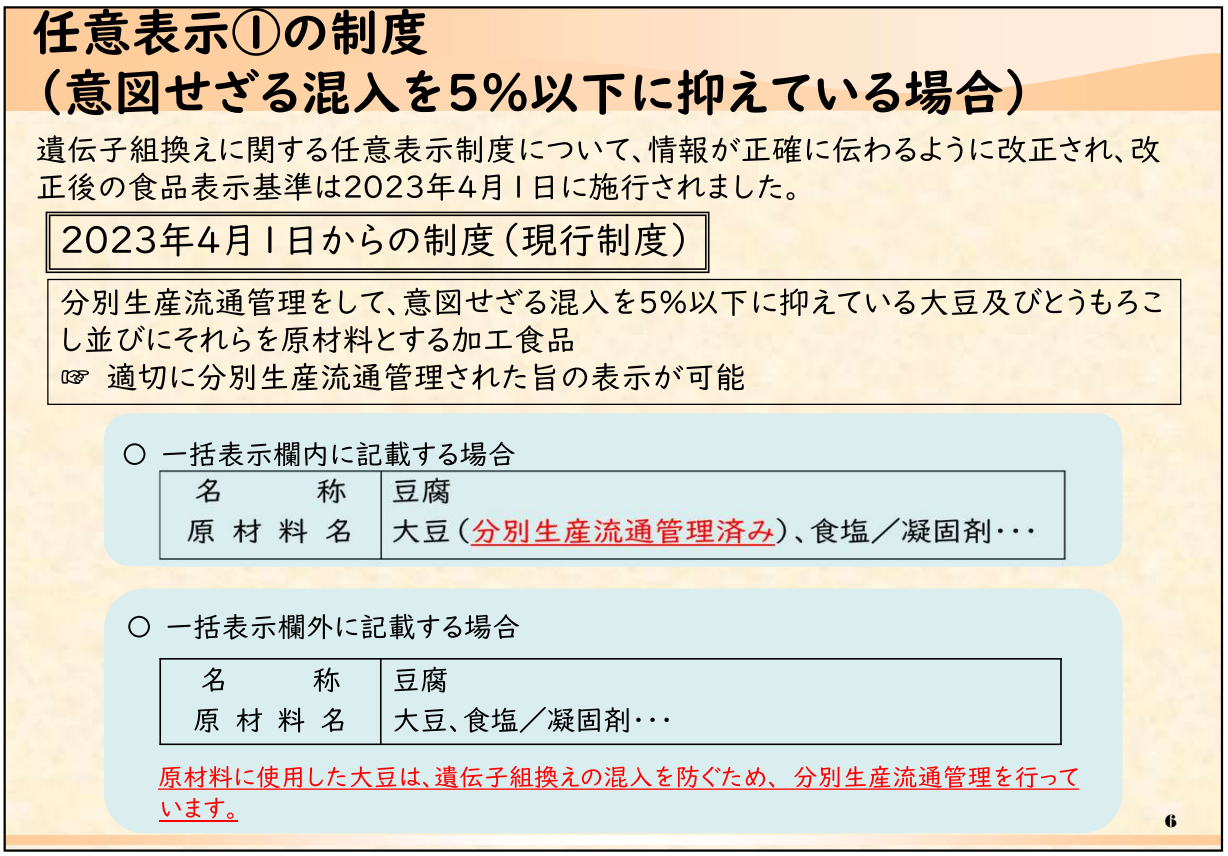
分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合は、
分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示します。
表示例は、「大豆（遺伝子組換え）」　等となります。



次に、分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを原材料とした場合や
分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合は、
遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨を表示します。
表示例は、「大豆（遺伝子組換え不分別）」　等となります。

意図しない遺伝子組換え農産物の混入の目安は、大豆及びトウモロコシでのみ最大で5%程度混入する可能性が否定できないため、5%以下の意図しない混入が認められています。
混入率が5%以下であっても分別生産流通管理が適切に行われていなければ、「遺伝子組換えでない」との旨の表示を行えないことに留意する必要があります。

「不分別」という表示では消費者が分かりにくいとの指摘もあるため、パッケージに余白がある場合は、「遺伝子組換え不分別」の意味について説明文を付記することで、正しい理解に繋がります。



次に、2023年4月1日からの制度（現行制度）の説明します。

分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合は、
適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能です。
表示例として、一括表示欄内、欄外に記載する場合をそれぞれ記載しています。

任意表示②の制度
（遺伝子組換え農産物の混入がない場合）

2023年4月1日からの制度（現行制度）

分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品

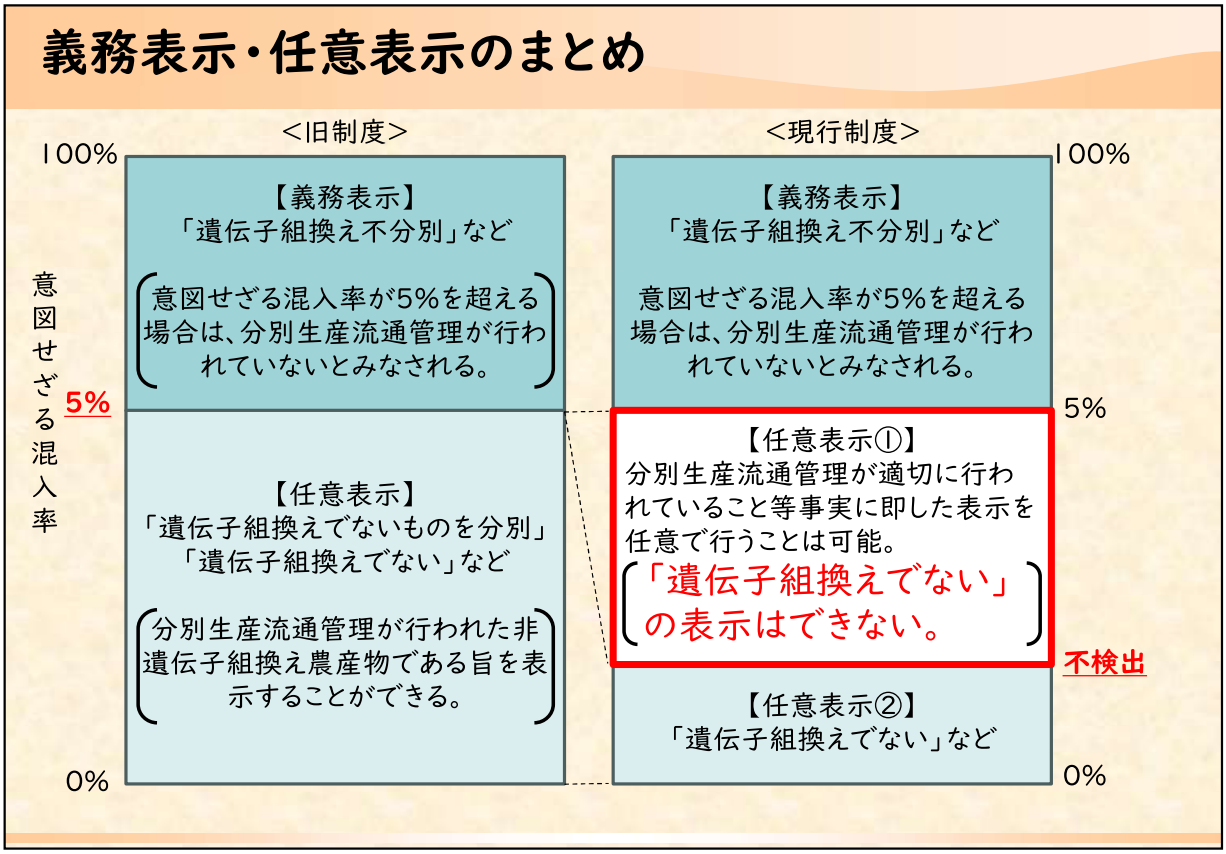
⇩

「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能

〇大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。
〇ただし、それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。

7

2023年4月1日からの制度（現行制度）で分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合は、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能です。
大豆及びとうもろこし以外の対象農産物については、意図せざる混入率の定めはありません。
ただし、それらを原材料とする加工食品に「遺伝子組換えでない」と表示する場合は、遺伝子組換え農産物の混入が認められないことが条件になります。



義務表示・任意表示のまとめです。
義務表示として、分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合は、
分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨を表示します。

大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品の場合は、
分別生産流通管理をして、意図せざる混入を5%以下に抑えている場合、適切に分別生産流通管理された旨の表示が可能です。

また、大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品で、分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる場合は、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能です。

分別生産流通管理が適切に行われていない場合又は意図的に遺伝子組換え農産物を混入させた場合には、

5%以下の混入率であっても、分別生産流通管理を行っている旨の表示はできません。

また、科学的な検出方法により混入率が5%以下であることが判明した場合であっても、

適切な分別生産流通管理が行われていない限り、分別生産流通管理を行っている旨の表示はできません。

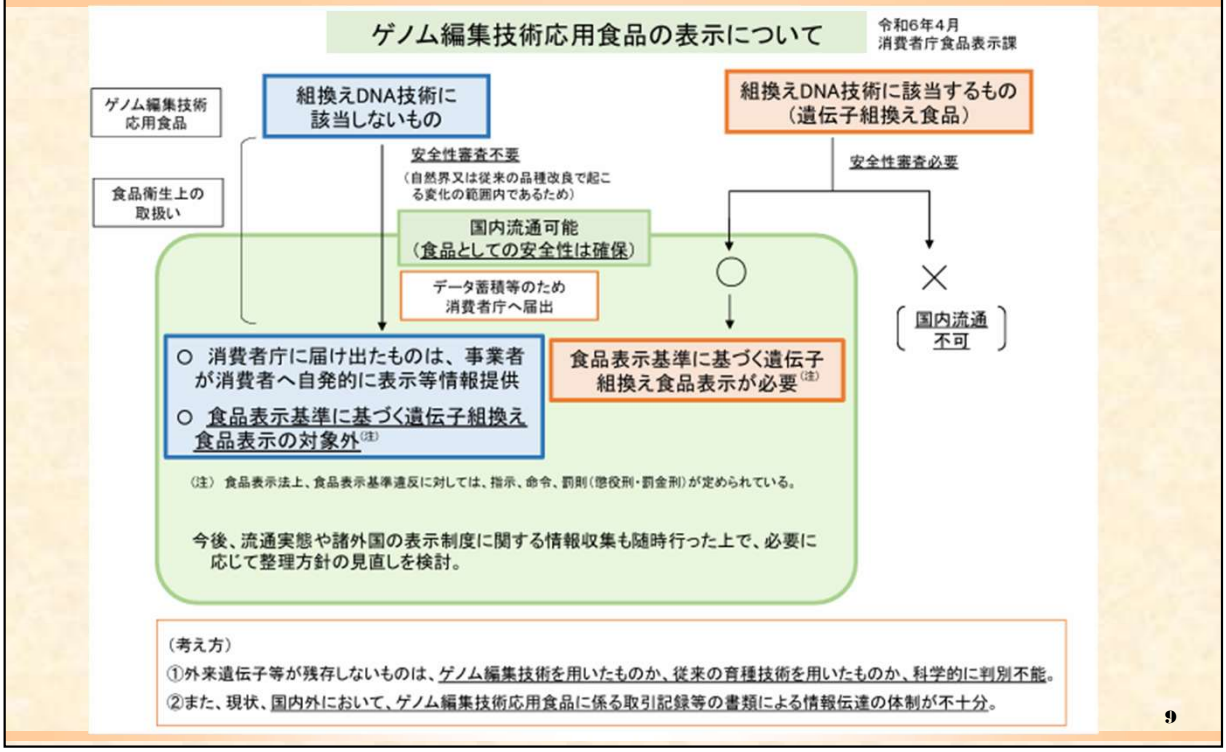
このような場合には、「遺伝子組換え不分別である」旨の表示が必要です。

5%より高い混入率についても、混入率が高いことは、分別生産流通管理が行われなか

った、又は適切に行われなかったことを示すので、分別生産流通管理を行っている旨の表示をすることはできません。

ゲノム編集技術応用食品の表示について

（出典：消費者庁HP）



ゲノム編集技術応用食品の表示について説明します。

「ゲノム編集技術」とは、「特定の機能を付与することを目的として、染色体上の特定の塩基配列を認識する酵素を用いてその塩基配列上の特定の部位を改変する技術」をいい、「①ゲノム編集技術によって得られた生物の全部又は一部」、「②当該生物の全部又は一部を含む物」、「③ゲノム編集技術によって得られた微生物を利用して製造された物又は当該物を含む物」のいずれかに該当する物が「ゲノム編集技術応用食品」です。

ゲノム編集技術応用食品のうち、組換えDNA技術に該当するものは、食品表示基準に基づく遺伝子組換え表示制度の対象となります。

ゲノム編集技術応用食品の中で、外来遺伝子及びその一部が残存しないことに加えて、人工制限酵素の切断箇所の修復に伴い塩基の欠失、置換、自然界で起こり得るような遺伝子の欠失、さらに結果として1～数塩基の変異が挿入される結果となるもの」は、食品衛生法上の組換えDNA技術に該当しない技術を用いたものとされています。これは、「それらの変異は自然界や切断箇所の修復で起こる変化の範囲内」のためです。食品表示基準上も、組換えDNA技術を利用していないものは遺伝子組換え食品に該当しませんので、表示制度の対象外となります。

遺伝子組換え食品に該当しないゲノム編集技術応用食品に関連する表示について、適切に情報提供がなされる場合には、食品関連事業者がゲノム編集技術応用食品に関する表示を行うことは可能です。

「ゲノム編集技術応用食品でない」旨を表示することについては、特に禁止されるものではありませんが、食品関連事業者自らが、食品供給行程の各段階における流通管理に係る取引記録その他の合理的な根拠資料に基づき、適正な情報提供を通じて消費者の信頼を確保することが必要となります。

（参照食品表示基準Q&Aについて　別添　ゲノム編集技術応用食品に関する事項）

2023年4月1日からの任意表示に関するQ&A

問1
「遺伝子組換え大豆の混入が5%以下になるように管理しています」という表示はできますか。

答1
遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が、表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので注意が必要です。

10

次に、消費者庁のリーフレット及び食品表示基準Q&Aについて別添　遺伝子組換え食品に関する事項に掲載されているものの一部を紹介します。

問1
「遺伝子組換え大豆の混入が5%以下になるように管理しています」という表示はできますか。

答1
遺伝子組換え農産物の具体的な混入率等を合わせて表示することは可能ですが、実際の商品に使用された原材料に含まれている遺伝子組換え農産物の割合が、表示された混入率より高い場合には、商品と表示に矛盾があるとして、不適正な表示となることがありますので注意が必要です。
（参照　知っていますか?遺伝子組換え表示制度Q1、A1）

2023年4月1日からの任意表示に関するQ&A

問2
「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」などの表示はできますか。

答2
一括表示事項欄の原材料名欄には使用した原材料を表示することとしているため、生乳の原材料にあたらない飼料の表示はできません。
一括表示事項欄外に表示する場合は、事実に基づいた内容であれば禁止されるものではありませんが、消費者の誤認を招かないように注意する必要があり ます。このような表示はいわゆる広告に該当し、その内容が消費者の誤認を招くか否かについては、社会通念に照らして判断されることになります。
食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物が不検出の場合にのみ表示することができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。
例えば、分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用する場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。

問2
「遺伝子組換え飼料不使用の牛の生乳」などの表示はできますか。

答2
一括表示事項欄の原材料名欄には使用した原材料を表示することとしているため、生乳の原材料にあたらない飼料の表示はできません。
一括表示事項欄外に表示する場合は、事実に基づいた内容であれば禁止されるものではありませんが、消費者の誤認を招かないように注意する必要があり ます。このような表示はいわゆる広告に該当し、その内容が消費者の誤認を招くか否かについては、社会通念に照らして判断されることになります。
食品表示基準における「遺伝子組換えでない」旨の任意表示は、遺伝子組換え農産物が不検出の場合にのみ表示することができることに鑑みれば、それと同じレベルを担保するか、又は、具体的にどのような飼料を用いているかを、消費者が適切に認識できるように表示する必要があると考えます。
例えば、分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用する場合は、「分別生産流通管理された飼料で飼育された牛の生乳を使用」等、正確に表現することが望ましいと考えます。
（参照　食品表示基準Q&Aについて　別添　遺伝子組換え食品に関する事項（GM-59））

2023年4月1日からの任意表示に関するQ&A

問3
遺伝子組換え農産物が存在しない農産物について、「遺伝子組換え〇〇を使用していません。」という表示はできますか。

答3
これらの表示については、当該製品に使用した農産物のみが遺伝子組換えでないと消費者に誤認されるため、食品表示基準第9条において表示禁止事項に当たるとされており、表示できません。

食品表示基準 第9条（表示禁止事項） ※一部抜粋
食品関連事業者は、第3条、第4条、第6条及び第7条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

5 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあっては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語

12

問3
遺伝子組換え農産物が存在しない農産物について、「遺伝子組換え〇〇を使用していません。」という表示はできますか。

答3
これらの表示については、当該製品に使用した農産物のみが遺伝子組換えでないと消費者に誤認されるため、食品表示基準第9条において表示禁止事項に当たるとされており、表示できません。
（参照 食品表示基準Q&Aについて 別添 遺伝子組換え食品に関する事項（GM-60））

遺伝子組換え食品に関する情報

消費者庁「遺伝子組換え食品」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/

厚生労働省「遺伝子組換え食品」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/bio/idenshi/index.html

農林水産省「生物多様性と遺伝子組換え」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/seibutsu_tayousei.html

13

最後に、遺伝子組換え食品の情報が掲載されているホームページを紹介します。
消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のホームページのアドレスは、このとおりですので、最新情報を御確認ください。

消費者庁「遺伝子組換え食品」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/

厚生労働省「遺伝子組換え食品」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/bio/idenshi/index.html

農林水産省「生物多様性と遺伝子組換え」
https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/seibutsu_tayousei.html